本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十一月十九日に東京で

日本国外務大臣　前原誠司

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十一月十九日に東京で

アメリカ合衆国

特命全権大使　ジョン・Ｖ・ルース

日本国外務大臣　前原誠司閣下

○農林水産省告示第二千十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年十一月十七日　第八十四号

二　登録認定機関の名称及び住所

社団法人北海道林産物検査会　北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

製材、枠組壁工法構造用製材及び素材

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

北海道

(2)　認定を行う事業所の所在地

北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地

○農林水産省告示第二千十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社日本同位体分析研究所が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年十一月十八日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
神奈川県横浜市鶴見区末広町一―一―四十横浜市産学共同研究センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央五丁目七―二

○農林水産省告示第二千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字告字本野九九九の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本野九九の九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町中和仁字鶴田七四の一、七五の一、七七、八六の二、八七の一、八七の二、八八の一、八九の一、九三、九五、九六の一、九六の三、九六の五、九七から九九まで、一〇〇の一から一〇〇の四まで、一〇〇の六から一〇〇の八まで、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇二、一〇七、和仁字和仁渕一二〇三の一、一二〇三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鶴田七四の一・七七・八八の一・九六の一・一〇〇の八・字和仁渕一二〇三の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道虻田郡豊浦町字大和三二八の一地先・字山梨四五地先・九八二の一地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村八九の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦